

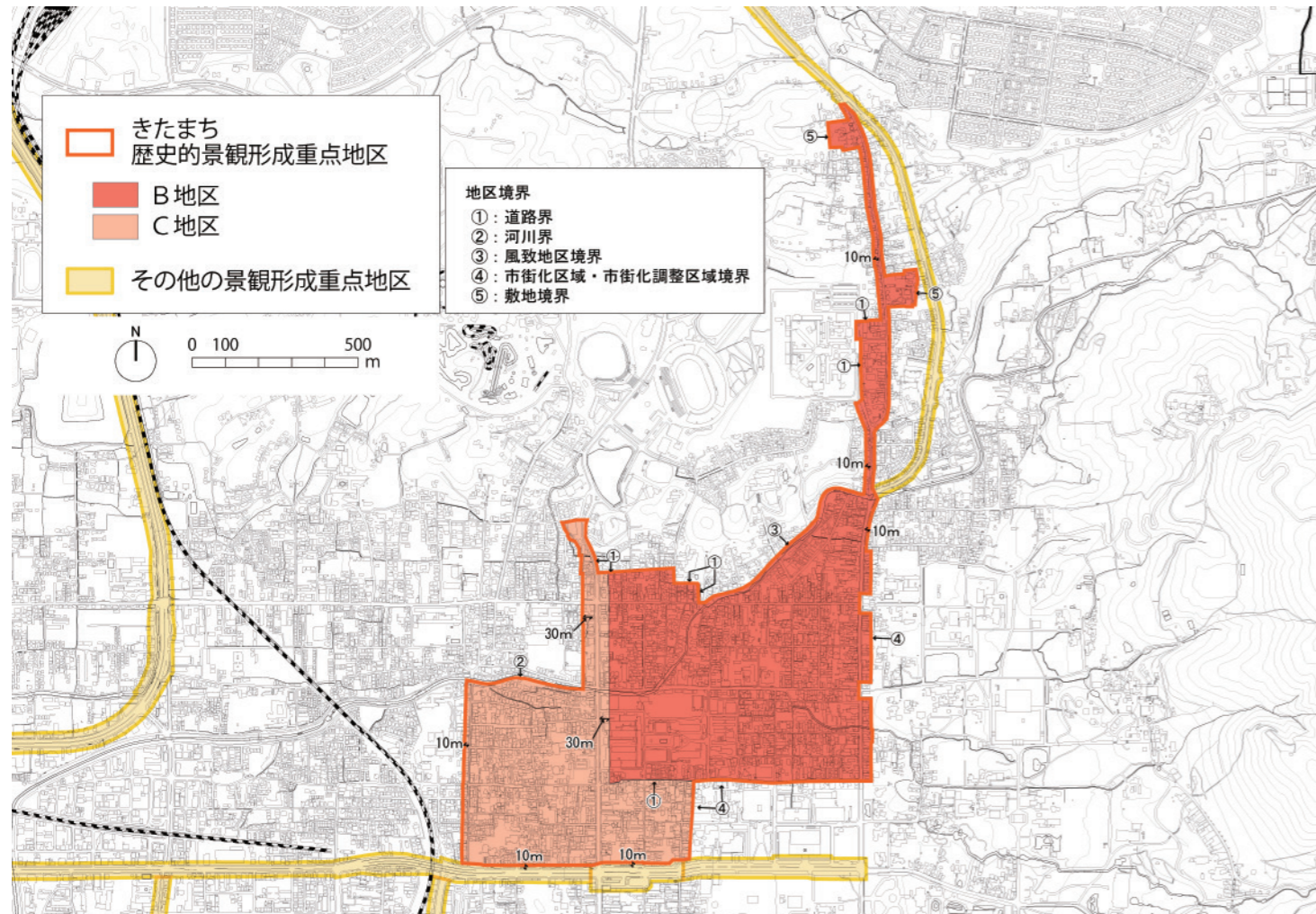
奈良市景観計画 きたまち歴史的景観形成重点地区

きたまちは、奈良町絵図から確認できる町割に基づく、近世奈良町の区域の北部区域です。地区内には、現在も伝統町家が点在して残り、社寺や陵墓、城跡、近代建築などの数多くの歴史的資産とともに、奈良時代からの1,300年の歴史の重なりを感じられる景観をつくりだしています。また、きたまちなぎの麓の波と東大寺大仏殿や若草山が一体となった美しい眺望景観もみられます。そして、このような地域の資源を守り、育み、活かすためのさまざまな取組が、地域住民を中心に展開され、きたまちなぎの歴史的な景観をより一層魅力的なものにしています。



指定区域図

北側は歴史的風土保存区域、旧京街道沿い、西側は道路沿い、南側は大宮通沿道景観形成重点地区、近鉄奈良駅周辺まちなぎ景観形成重点地区、風致地区、東側は市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の境界を区域界とします。(面積：約100ha) 下図のとおり、B地区・C地区の2地区に区分します。



景観形成基準 その1

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準	B地区	C地区	解説ページ	
共通	a-1	■	■	115	
	a-2	■	■	115	
	a-3	■	■	15	
建築物の建築等	配置規模	a-4	■	■	16-17
		a-5	■	■	116
		a-6	■	■	18
		a-7	■	■	116
	形態意匠	a-11	■	■	19
		a-12	■	■	19
		a-13	■	■	118
		a-15	■	■	20
		a-16	■	■	118
		a-18	■	■	119
		a-19	■	■	120
		a-20	■	■	120
		a-21	■	■	121
色彩材料	a-22	■	■	23	
	a-23	■	■	23	
	a-24	■	■	24	
	a-25	■	■	24	
	a-26	■	■	121-123	
	a-27	■	■	30	
	a-28	■	■	31	
	a-29	■	■	32	
	a-32	■	■	32	
	a-33	■	■	124	

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン (建築・開発行為編)」をご覧ください。

奈良市景観計画 きたまち歴史的景観形成重点地区

景観形成基準 その2

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準		B地区	C地区	解説ページ
	項目	景観形成基準			
緑化 外構等	a-34	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。			33
	a-36	・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。			33
工作物の 建設等	a-37	・外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等・棒状工作物・自動販売機は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔、野立ての携帯基地局設備、棒状工作物、自動販売機：5YR 2/1.5 程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	基準 2-②	基準 2-②	126
	a-40	・外観に光源等の装飾を施さないこと。			127
	a-41	・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。			34
開発行為 土地の形質 の変更等	a-42	・地形の変更を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。			35
	a-43	・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。			128
	a-44	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。			36
	a-45	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。			36
	a-46	・原則として、土石の採取等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行為後において、塀の設置や在来種等を用いた緑化等により周辺景観と調和させること。			128
物件の堆積	a-49	・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。			38
	a-50	・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。			38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

色彩基準

基準区分	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	2-②		2-②	
対象区域	きたまちB・C地区		きたまちB・C地区	
色相	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下		
5.0R 以上 10.0R 未満	2.0 未満	×	×	×
	7.0 超	×		
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	2.0 未満	×		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	2.0 未満	×		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	2.0 未満	×		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	2.0 未満	×		
その他色相	×	×	×	×
無彩色	7.0 超	×	4.0 超	×
	2.0 以上 7.0 以下	○		
	2.0 未満	×		

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。

各地区のデザインイメージ

きたまちB地区

配置

- 壁面線を揃えるやむを得ず後退する場合は、塀などで町並みの連続性を維持

屋根形状

- 勾配屋根
勾配：3/10～7/10
軒の出：60cm以上
ケラバの出：30cm程度

階高等

- 1、2階の階高を揃える等、連続性に配慮

壁面の位置

- 3階以上の道路側外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退

敷地

- 歴史的な敷地形状を維持

屋上設備・塔屋

- ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等による見え方の配慮

庇

- 1、2階に庇
勾配：3/10～4.5/10
庇の出：60cm以上

外壁材料・仕上げ

- 光沢のないもの
光源等の装飾を施さない

色彩

- 色彩基準 2-②

緑化

- オープンスペースは可能な限り在来種等で緑化

きたまちC地区

配置

- 壁面線を揃えるやむを得ず後退する場合は、塀などで町並みの連続性を維持

屋根形状

- 勾配屋根などの地域特性を生かした形状

階高等

- 1、2階の階高を揃える等、連続性に配慮

庇

- 1階に庇
勾配：3/10～4.5/10
庇の出：60cm以上

外壁材料・仕上げ

- 光沢のないものとする
光源等の装飾を施さない

色彩

- 色彩基準 2-②
各面見付面積の1/20以下でアクセント色使用可（3色以下、高さ15m以下）

緑化

- オープンスペースは可能な限り在来種等で緑化

屋上設備・塔屋

- ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等による見え方の配慮

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。
（「奈良市役所ホームページのトップページ」
→上部「くらし・手続き」
→「住まい・引っ越し」
→「景観・風致・屋外広告物等」）